



JFRL 情報宅配

* お知らせ *

この度弊財団は、日本ビタミン学会から「ビタミン分析に関わる種々の活動を通じた分析機関としての社会への貢献」に関して、企画・技術・活動賞を賜りました。古くからビタミン分析を行うとともに分析法の開発を行って参りましたが、さらに技術を研鑽し、社会に貢献できる存在となれるよう気を引き締めて取り組んで参りたいと考えております。[日本ビタミン学会ホームページ](#)

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律」(地理的表示法の一部改正)に関する説明会の開催及び参加者の募集について]

農林水産省は、平成 31 年 1 月 15 日(火)から 2 月 19 日(火)にかけて、各地方農政局等のブロックにおいて、説明会を開催します。<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/181218.html>

2. [「原料原産地表示制度 事業者向けマニュアルの活用に関するセミナー」の開催について]

平成 31 年 2 月 28 日(木)まで、全国 18 か所において開催します。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/181009.html>

3. [食品企業の安全・信頼対策, 標準化]

農林水産省では、フードチェーンを通じた業種横断的課題である、食品安全、信頼確保、品質管理、コンプライアンスなどの企業行動の適正化や取組の促進及びこれらに関連する標準化の取組を推進しています。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/koudou/koudou_top.html(11 月 19 日 食料産業局)

* 厚生労働省 * (<http://www.mhlw.go.jp>)

1. [食品, 添加物等の規格基準の一部を改正する件について(清涼飲料水の規格基準の一部改正)]

(平成 30 年 11 月 30 日生食発 1130 第 4 号)【医薬・生活衛生局食品基準審査課 食品衛生法関連関係】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T181130I0010.pdf>

2. [薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会 報告書]

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203059_00007.html

(12 月 17 日 医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室)

12/18 調査部会資料はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203059_00008.html

3. [食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会]

第 5 回資料が掲載されました。https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_479899.html

(平成 30 年 12 月 20 日開催)「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会」

資料はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212843_00004.html

4. [平成 29 年国民健康・栄養調査報告] (12 月 11 日掲載)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/eiyuu/h29-houkoku.html

* 消費者庁 * (<http://www.caa.go.jp/>)

1. [食品表示法の一部を改正する法律] (平成 30 年法律第 97 号 平成 30 年 12 月 14 日)

食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関への届出を義務付け。(届出対象となる食品表示基準違反: アレルゲン, 消費期限などの欠落や誤表示 http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/)

2. [食品表示の適正化に向けた取組について(年末一斉取組りの実施について)] (平成 30 年 11 月 27 日)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_181127_0003.pdf

* 内閣府 * (<https://www.cao.go.jp/>)

1. [消費者委員会 第 49 回食品表示部会]

12 月 19 日に開催され、食品表示基準の一部改正(遺伝子組換え表示)に係る審議がされました。

<https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/049/shiryuu/index.html>

* 第 190 号のトピックス *

[異物検査の現場から ～前処理の重要性について～]

弊財団では食品、医薬品、容器包装材など、あらゆるものから発見された異物の『異物検査』を受託しています。

異物検査には顕微鏡、赤外分光分析装置、X線分析装置を用いるのが主流です。なかでも、赤外分光分析装置は異物が有機物から構成される場合の同定手法として非常に力を発揮します。

ところが、異物には発見されたモノに由来する成分や汚れが付着していることが多く、洗浄を行わずに測定・解析を進めると、誤判定を引き起こす可能性があります。間違った同定結果からは、間違った異物混入対策しか生まれません。異物検査の入口となる異物の洗浄(前処理)を正確に行うことがいかに重要であるか、味噌から発見された異物を参考に、「洗浄テクニック」と「赤外分光分析で得られたスペクトル例」についてご紹介いたします。

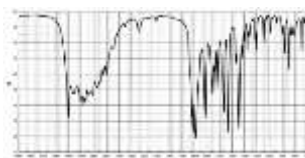
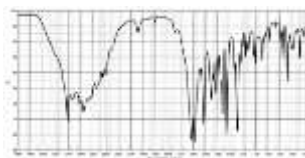
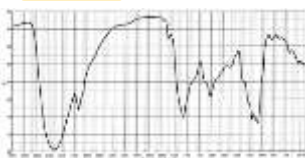
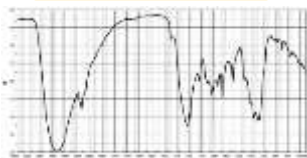


洗浄していない異物

味噌

洗浄した異物

チロシン



洗浄していない異物のスペクトルは味噌のスペクトルと類似している。異物は味噌のかたまりだと誤判定をしてしまう。

洗浄した異物のスペクトルはチロシンのスペクトルと一致しており、異物はチロシンであることがわかる。

弊財団では異物検査専用の相談窓口を開設しております。

試験担当者が直接お話をさせていただきます。料金目安、試験期間、何が分かるのか等、ご依頼前のご相談は下記の「異物検査ホットライン」までお問い合わせください。

大阪窓口(彩都研究所内)

北海道と西日本(名古屋以西)のお客様を担当いたします。
TEL: 072-641-8921

東京窓口(多摩研究所内)

東日本のお客様を担当いたします。
TEL: 042-372-6788

＝編集者より＝

2018年最後の情報宅配になりました。本年もご愛読いただきありがとうございました。

引き続き研究、品質管理、商品開発など広いジャンルの方々役に立つ情報をお伝えしたいと考え編集していきます。2019年が皆様にとって発展の年になりますようお祈り申し上げます。

配信元: 一般財団法人日本食品分析センター (<http://www.jfrl.or.jp>)

内容に関するお問合せは、千歳研究所 業務課までファクシミリでお願い致します。

千歳研究所 業務課 Fax No. 0123-28-5921 まで